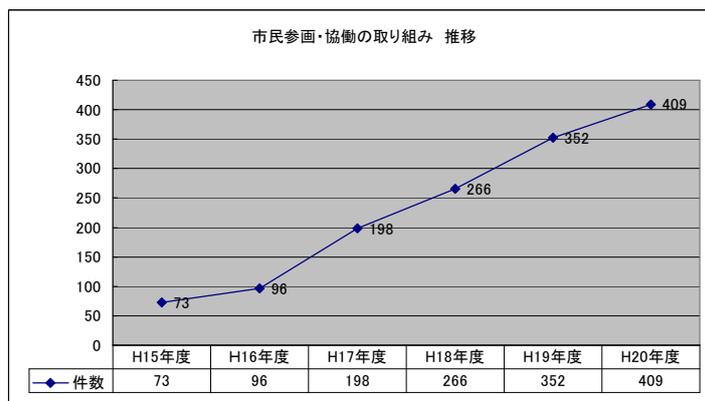


【 参考資料 】

平成15年度～平成20年度
市民参画・協働の取り組みについて

平成15年度～平成20年度「市民参画・協働の取り組み」について

平成15年度から平成20年度までは、以下の分類で「市民参画・協働の取り組み」の調査を行ってきました。その間、本市では、「PIマニュアル」や、「市民が公益活動に取り組むための指針」を策定し、参画の手法や協働の形態を示したことに伴い、より具体的な取り組みごとに調査を実施するため、平成21年度から調査方法を変更し、実績調査を行うこととしました。グラフは、平成15年度から平成20年度までの市民参画・協働の取り組み数の推移を示したものです。



【市民参画・協働に向けた取り組みの分類】

大分類	小分類	説明
I 情報共有	①積極的な情報提供	事業の事前説明会や進捗状況の報告等を市民に対して早い段階から、積極的に実施している場合に該当(単なる行政サービス情報のお知らせ等は除く)
	②市民意見の募集・反映	行政が立案、実施する事業について、審議会等における委員公募、公聴会、説明会、意見交換会、パブリックコメント、シンポジウム、アンケート等により市民の意見を把握し、反映させている場合に該当
II 参画	③市民の事業・イベント等への参加	行政が立案、実施する事業やイベントに、市民が主体的に参加することで、事業の推進を図っている場合(例:雨水浸透枳設置促進など)に該当
	④活動の側面的支援(情報提供、補助等)	市民が主体的に行う事業に対して、行政が情報の提供や人的補助・金銭的補助等を通じて、市民活動の側面的支援を行っている場合に該当
III 協働	⑤関係団体、機関、事業者等との連携・協力	市民と行政、または市民と市民とが、連携・協力のもと事業を実施している場合に該当
	⑥NPO・ボランティアの育成	NPO・ボランティアとともに事業を実施することで、NPO・ボランティアの育成や協力体制の確立を図っている場合に該当(行政が立案・実施する事業に限らない。)
	⑦事業・イベント等の共催	市民と行政が、協働体制で事業やイベントを実施している場合に該当
	⑧事業の委託	事業の効果や質等を高めることを目的に、事業を市民公益活動団体に委託している場合に該当
	⑨市民による主体的取り組み、行政によるその推進	事業の実施にあたって、行政が立案、実施するのではなく、市民が主体的に取り組むを行っている場合に該当
	⑩参画・協働の仕組みづくり	条例、規則、実施要綱等を作成し、参画・協働の仕組みづくりを行っている場合に該当

【注】市民参画・協働という場合の市民とは、個人だけではなく、市民公益活動団体(自治会等の地域地縁団体・ボランティア団体・NPO等)、企業等も含まれます。